

# 水道料金及び下水道使用料について

(令和4年7月から)

## ◇水道料金及び下水道使用料(2か月につき)

基本料金(使用料)			従量料金(使用料)(1 m <sup>3</sup> あたりの金額)			
口径	水道料金	下水道使用料	用途	使用量	水道料金	下水道使用料
13~50 mm	1,720 円	2,052 円	家事用	1~16 m <sup>3</sup> まで	41 円	10 円
75~100 mm	2,640 円			17 m <sup>3</sup> 以上	166 円	156 円
150 mm	5,400 円		家事用 以外	1~16 m <sup>3</sup> まで	41 円	10 円
200 mm	6,540 円			17~40 m <sup>3</sup> まで	166 円	156 円
250 mm	12,680 円			41~100 m <sup>3</sup> まで	204 円	183 円
臨時用	口径別基本料金に 8,000 円を加算		101~400 m <sup>3</sup> まで	245 円	251 円	
			401 m <sup>3</sup> 以上	257 円	275 円	

※ 料金は、上記基本料金(使用料)と従量料金(使用料)との合計に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)になります。なお、水道料金と下水道使用料とは、それぞれ別に計算します。

## ◇水道料金・下水道使用料のお支払い方法

### 1 納入通知書でのお支払い

#### 【旭川市内】

水道局(2階窓口)・市役所会計課(総合庁舎1階)・各支所・東部まちづくりセンター・市内各金融機関(商工中金を除く)・郵便局

#### 【旭川市外】

北海道銀行・北洋銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北陸銀行・旭川信金・北空知信金・稚内信金・北星信金・留萌信金・北見信金・遠軽信金・北央信組・北海道労働金庫・東神楽農協・あさひかわ農協・たいせつ農協・ゆうちょ銀行及び郵便局

#### 【コンビニエンスストア】(上限30万円)

セブン-イレブン・ローソン・セイコーマート・ファミリーマート・デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア・ニューヤマザキデイリーストア・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ミニストップ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト・ハマナスクラブ・MMK設置店

#### 【スマホ決済】(上限金額は各アプリにより異なります)

PayPay請求書払い・au PAY(請求書支払い)・d払い請求書払い ほか

スマートフォンで、各アプリの専用画面から、納入通知書のバーコードを読み込んでください。詳しい操作方法は、水道局ホームページまたは各アプリのホームページで御確認ください。

### 2 口座振替でのお支払い

#### 【お取り扱い金融機関】

北海道銀行・北洋銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北陸銀行・旭川信金・北空知信金・稚内信金・北星信金・留萌信金・北見信金・遠軽信金・北央信組・北海道労働金庫・東神楽農協・東旭川農協・あさひかわ農協・たいせつ農協・ゆうちょ銀行

#### 【申込方法】

(1) 申込専用はがきでの申込み

郵送いたしますので、水道局お客様センター(0166-24-3164)にご連絡ください。

(2) 金融機関窓口での申込み

「検針お知らせ票」などのお客様番号がわかるもの・「預金通帳」・「お届け印」を持参してください。

### 3 クレジットカードでのお支払い(継続払い)(上限20万円)

検針ごとに水道料金を継続してクレジットカードからお支払いする方法です。

「エフレジ公金支払い」の旭川市申込サイトからお申込みください。

#### 【注意事項】

- ・ 窓口等でクレジットカードを提示してお支払いする方法ではございません。
- ・ お申込みは、インターネットからのみとなっております。



エフレジ公金支払い旭川市申込サイト



旭川市水道局 HP

# ◇水道料金・下水道使用料早見表（2か月・税込み）

家事用料金

水量 (m <sup>3</sup> )	水道 (円)	下水道 (円)	計 (円)
0	1,892	2,257	4,149
1	1,937	2,268	4,205
2	1,982	2,279	4,261
3	2,027	2,290	4,317
4	2,072	2,301	4,373
5	2,117	2,312	4,429
6	2,162	2,323	4,485
7	2,207	2,334	4,541
8	2,252	2,345	4,597
9	2,297	2,356	4,653
10	2,343	2,367	4,710
11	2,388	2,378	4,766
12	2,433	2,389	4,822
13	2,478	2,400	4,878
14	2,523	2,411	4,934
15	2,568	2,422	4,990
16	2,613	2,433	5,046
17	2,796	2,604	5,400
18	2,978	2,776	5,754
19	3,161	2,948	6,109
20	3,344	3,119	6,463
21	3,526	3,291	6,817
22	3,709	3,462	7,171
23	3,891	3,634	7,525
24	4,074	3,806	7,880
25	4,257	3,977	8,234
26	4,439	4,149	8,588
27	4,622	4,320	8,942
28	4,804	4,492	9,296
29	4,987	4,664	9,651
30	5,170	4,835	10,005
31	5,352	5,007	10,359
32	5,535	5,178	10,713
33	5,717	5,350	11,067
34	5,900	5,522	11,422
35	6,083	5,693	11,776
36	6,265	5,865	12,130
37	6,448	6,036	12,484
38	6,630	6,208	12,838
39	6,813	6,380	13,193
40	6,996	6,551	13,547
41	7,178	6,723	13,901
42	7,361	6,894	14,255
43	7,543	7,066	14,609
44	7,726	7,238	14,964
45	7,909	7,409	15,318
46	8,091	7,581	15,672
47	8,274	7,752	16,026
48	8,456	7,924	16,380
49	8,639	8,096	16,735
50	8,822	8,267	17,089

家事用以外料金

水量 (m <sup>3</sup> )	水道 (円)	下水道 (円)	計 (円)
(40m <sup>3</sup> までは家事用と同一料金です。)			
41	7,220	6,752	13,972
42	7,444	6,954	14,398
43	7,669	7,155	14,824
44	7,893	7,356	15,249
45	8,118	7,558	15,676
46	8,342	7,759	16,101
47	8,566	7,960	16,526
48	8,791	8,162	16,953
49	9,015	8,363	17,378
50	9,240	8,564	17,804
51	9,464	8,765	18,229
52	9,688	8,967	18,655
53	9,913	9,168	19,081
54	10,137	9,369	19,506
55	10,362	9,571	19,933
56	10,586	9,772	20,358
57	10,810	9,973	20,783
58	11,035	10,175	21,210
59	11,259	10,376	21,635
60	11,484	10,577	22,061
61	11,708	10,778	22,486
62	11,932	10,980	22,912
63	12,157	11,181	23,338
64	12,381	11,382	23,763
65	12,606	11,584	24,190
66	12,830	11,785	24,615
67	13,054	11,986	25,040
68	13,279	12,188	25,467
69	13,503	12,389	25,892
70	13,728	12,590	26,318
80	15,972	14,603	30,575
90	18,216	16,616	34,832
100	20,460	18,629	39,089
200	47,410	46,239	93,649
300	74,360	73,849	148,209
400	101,310	101,459	202,769
500	129,580	131,709	261,289
600	157,850	161,959	319,809
700	186,120	192,209	378,329
800	214,390	222,459	436,849
900	242,660	252,709	495,369
1,000	270,930	282,959	553,889
2,000	553,630	585,459	1,139,089

《お問い合わせ先》

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局

- ・水道料金等のお支払いについて  
お客様センター 0166-24-3164(直通)
- ・水道料金等の計算方法について  
料金課料金管理係 0166-24-3125(直通)

※料金には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

※メーターの口径の大きさが13mm～50mmの場合の料金です。